

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月	直近の更新年月
宇城市	長崎地区	平成25年3月	令和5年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	30.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.3ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	8.8ha
うち後継者未定又は不明の農業者の耕作面積の合計	3.8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.3 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

- 今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- 鳥獣害被害が多く柵・罠等の対策が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	34 経営体		13.6 ha		16.9 ha	

※注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」(県認定の場合は「認農(県)」)、法人の認定農業者は「認農法」(県認定の場合は「認農法(県)」)、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載しています。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- 農地中間管理機構の活用方針
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
- 鳥獣被害防止対策の取組方針
地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。